

豚のポルフィリン症を疑った1例

中央食肉衛生検査所 ○小池裕 清谷万里 黒田泰輔

高橋孝二¹⁾ 小山裕士²⁾ 齋藤了³⁾

¹⁾健康福祉政策課健康危機対策室

²⁾衛生指導課食品安全対策室

³⁾動物愛護センター東葛飾支所

1 はじめに

ポルフィリン症とはヘム合成に必要な酵素が様々な原因で欠損し、ポルフィリンが肝臓や皮膚などに蓄積した病態であり、千葉県と畜検査月報や千葉県と畜検査事業概要の廃棄事項にあげられていない比較的稀な疾患である。

今回、管内Aと畜場において、ポルフィリン症を疑う豚枝肉に遭遇したので、その概要を報告する。

2 経過と対応

平成23年2月21日(第1日目)

管内Aと畜場冷蔵庫内において、骨髄が他と比較して黒褐色である豚枝肉(2月17日に一般畜として処理した6カ月齢、雑種)が荷受業者により発見された。相談を受けた検査員が骨髄の変色を確認しポルフィリン症を疑った。LEDライトを照射したところ、骨髄及び骨組織からの蛍光発色は認めなかった。

2月22日(第2日目)

当該豚枝肉に紫外線照射を試みると、骨髄及び骨組織から赤色蛍光を認め、豚のポルフィリン症を強く疑った。また、過去に誤って高濃度塩素水で豚枝肉を洗浄した際にも、今回と同様に骨髄が黒変したことから、比較実験として正常な骨髄及び骨組織に高濃度塩素水を浸漬後、紫外線照射を行ったところ、高濃度塩素水を浸漬した骨髄は蛍光しないことを確認した。さらに、紫外線照射による赤色蛍光は骨髄及び骨組織に局限し、筋肉は蛍光しないため、該当する豚枝肉の骨髄及び骨組織を一部廃棄するように指示をした。

2月23日(第3日目)

該当する豚枝肉の骨髄及び骨組織の一部廃棄を確認した。

3 考察

本事例では豚枝肉骨髄の黒褐色化を認め、同部位に紫外線照射による赤色の蛍光を確認したため、豚のポルフィリン症と判断し、一部廃棄措置とした。

また、ポルフィリン症における蛍光は紫外線照射でのみ認められ、LEDライト照射では認められないことが確認できた。加えて、高濃度塩素水で枝肉を洗浄した場合にも骨髄は黒変するが、紫外線照射によりポルフィリン症と鑑別が可能であると考えられた。

本事例は紫外線照射を活用して、現場において迅速に対応できた事例であった。